三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中平一〇八の二八・一〇八の三〇から一〇八の三三まで・一〇八の一三四・一〇八の一九三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八の一七、一〇八の一九二、一〇八の一九七、一〇八の二〇一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　三重県熊野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　山形県酒田市北千日堂前字松境（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　学校教育用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字孫惣岱三九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市春日町野瀬字滝ノ尻二〇二三の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字川井字内カヤバ五七二二の二（国有林）、五七二二の一、五七二二の三、五七二二の四、五七二三の二、五七二三の三、五八二三の二、五八二三の三、五八五七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十二月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字南荷頃字宮ノ脇一一三八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び小千谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第三百六十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十一年十二月二十四日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	広畑東防波堤灯台
位置	
所在地	兵庫県姫路港広畑区（広畑東防波堤外端）
北緯	三四－四五－五〇
東経	一三四－三七－四四
変更した事項	
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十一年十一月六日

名称	津和地港南防波堤灯台
位置	
所在地	愛媛県松山市（津和地港南防波堤外端）
北緯	三三－五八－五六
東経	一三二－三一－〇〇
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで六・五メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
変更年月日	平成二十一年十一月六日

名称	仙崎港第一防波堤灯台
位置	
所在地	山口県仙崎港（第一防波堤外端）
北緯	三四－二三－三三
東経	一三一－一二－一七
変更した事項	
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十一年十一月六日

名称	沖ノ御前島灯標
位置	
所在地	島根県松江市（沖ノ御前島）
北緯	三五－三五－二一
東経	一三三－二一－〇五